

(新)	(旧)
目次 略	目次 略
第二章 総則	第二章 総則
第一条から第三条まで 略	第一条から第三条まで 略
(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)
第四条 略	第四条 略
2 略	2 略
3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項に規定する障害福祉サービス（第二十一条、第五十条及び第六十七条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項に規定する障害福祉サービス（第二十一条及び第五十条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
4 略	4 略
第二章及び第三章 略	第二章及び第三章 略
第四章 放課後等デイサービス	第四章 放課後等デイサービス
第一節 人員、設備及び運営に関する基準	第一節 人員、設備及び運営に関する基準
第六十六条 略	第六十六条 略
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第六十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第六十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育	一 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス

学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二 略

2 前項各号に掲げるもののほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定放課後等デイサービス事業所には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 略

4 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項の規定により指定放課後等デイサービス事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 略

第六十八条から第七十一条まで 略

（情報の提供等）

第七十一条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしては

の単位（指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二 略

2 前項各号に掲げるもののほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定放課後等デイサービス事業所には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 略

4 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 略

第六十八条から第七十一条まで 略

ならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十二条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十二条 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第二項及び第五十二条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項」とあるのは「いう。第七十二条において準用する第三十八条第六号」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

## 第二節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第七十二条の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当

(準用)

第七十二条 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第二項、第五十二条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項」とあるのは「いう。第七十二条において準用する第三十八条第六号」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

## 第二節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第七十二条の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当

放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業員及びその員数は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位(基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二 略

2 前項の規定により基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業員の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十二条の三及び第七十二条の三の二 略

(準用)

第七十二条の四 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の六から第五十五条の八まで、第六十六条、第七十一条(第一項を除く。)及び第七十一条の二の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項」とあるのは「いう。第七十二条の四において準用する第三十八条第六号」と、第二十三条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十二条の四において準用する第七十一条第二項及び第三項」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第五章及び第六章 略

附 則 略

放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業員及びその員数は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位(基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二 略

第七十二条の三及び第七十二条の三の二 略

(準用)

第七十二条の四 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の六から第五十五条の八まで、第六十六条及び第七十一条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項」とあるのは「いう。第七十二条の四において準用する第三十八条第六号」と、第二十三条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十二条の四において準用する第七十一条第二項及び第三項」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第五章及び第六章 略

附 則 略